

入札説明書

大分大学（旦野原）理工8号館等照明設備改修工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和元年7月10日

2 契約を担当する者

国立大学法人大分大学

契約担当役 桑田 悟

3 工事概要

- (1) 工事名 大分大学（旦野原）理工8号館等照明設備改修工事
- (2) 工事場所 大分県大分市大字旦野原700番地
- (3) 工事概要 別紙「電気設備工事概要書」のとおり
- (4) 工期 令和元年11月22日(金)
- (5) 本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は文部科学省電子入札ホームページ (<http://portal.ebid.mext.go.jp/>) の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程（別添1参照）及び運用基準（別添2参照）に基づき行う。なお、本システムの質問回答機能は使用しないものとする。

4 競争参加資格

- (1) 国立大学法人大分大学契約事務取扱規程第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。本規程については、別添3を参照すること。
- (2) 文部科学省における電気工事に係るB又はC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年 法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年 法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記4（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 同種工事の施工実績

平成16年度以降に、元請けとして完成・引き渡しが完了した教育文化施設、福祉施設又は行政施設の新営又は改修工事で請負金額250万円を超える電気設備工事の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

※ 「教育文化施設」、「福祉施設」、「行政施設」の定義は、別添4「教育文化施設等の定義」のとおり

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
- ① 二級電気工事施工管理技士又はこれと同等程度の資格を有するものであること。なお、「これと同等程度の資格を有する者」とは、次の者をいう。
 - ・一級電気工事施工管理技士
 - ・技術士（技術士法における二次試験のうち、技術部門を建設部門、電気電子部門のいずれかの部門に合格した者）の資格を有する者
 - ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ② 平成16年度以降に上記4（4）に掲げる工事の経験を有する者（主任技術者又は監理技術者、現場代理人）であること。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。
 - ④ 配置予定の技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付 17文科施第345号 文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要項」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 経営状態が著しく不健全であると認められない者であること。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省等発注工事からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- ① 「暴力団が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局で行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴力団対策法」という。）第2条第

6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。

② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

(イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

(ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける有資格業者。

(ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有しているときにおける有資格業者。

(ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける有資格業者。

③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

(9) 九州管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所が存在すること。

5 担当部署

〒870-1192 大分県大分市大字旦野原700番地

国立大学法人大分大学 財務部施設企画課総務係

電話番号 097-554-7431

FAX 097-554-7435

E-mail sisomu@oita-u.ac.jp

※ 上記担当部署における窓口業務は、平日の9時～12時並びに13時～17時（土日・祭日を除く）の間に行うので注意すること。

6 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4（2）の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4（1）及び（3）から（9）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に上記4（2）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けたものが競争に参加するためには、開札の時に上記4（2）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められたものは、本競争に参加することができない。

① 提出期間：令和元年7月22日（月）から令和年7月23日（火）までの9時00分から16時00分まで。

② 提出先：上記5に同じ。

③ 提出方法：請書及び資料の提出は、電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参し、又は郵送する（書留郵便に限る。提出期間内必着）ことにより行うものとする。

(2) 申請書は様式1により作成すること。

(3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、様式2の同種工事の施工実績及び様式3の配置予定の技術者の同種工事の経験については、平成16年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

①経営状態

上記4（2）を判断するため、一般競争参加資格認定通知書の写し、及び上記4（7）に掲げる条件を判断するため、経営状況を証明する資料（直近の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）及び経営事項審査結果通知書の写し）を提出すること。

②施工実績

上記4（4）に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績は1件でよい。

③配置予定の技術者

上記4（5）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合

において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要項に基づく指名停止を行うことがある。

④契約書等の写

②の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書等（契約書及び記載した工事の内容が判断できる平面図（判断出来る部分にマーカー等で印を付して明示すること）等の資料）の写を提出すること。

③の配置予定技術者の工事経験を証明する資料（CORINS、発注者による証明書等）を提出すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和元年7月31日（水）までに電子入札システム（紙媒体により申請した場合は、FAX又はE-mail）により通知する。

(5) その他

- ① 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問合せ先 上記5に同じ。

7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次により説明を求めることができる。

- ① 提出期限 : 令和元年8月7日（水）16時
- ② 提出先 : 上記5に同じ
- ③ 提出方法 : 文書により提出場所に持参するものとする。
- ④ 契約担当役は、説明を求められたときは、令和元年8月20日（火）までに説明を求めた者に対し文書により回答する。

8 別冊図面及び別冊仕様書に対する質問

(1) 別冊図面及び別冊仕様書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期限 : 令和元年8月8日（木）から令和元年8月9日（金）の10時から16時まで。

- ② 提出先 : 上記5に同じ
- ③ 提出方法 : 質問事項を記載の上、持参又は電子メール(ワード、エクセル又はPDFファイルで作成した質問書添付)により提出すること。なお、メールで提出した際は、メールの送信連絡を上記5にすること。

(2) (1) の質問に対する回答書は次のとおり閲覧に供する。

- ① 閲覧期間 : 令和元年8月16日(金)から令和元年8月19日(月)(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の10時から16時まで。
- ② 閲覧場所 : 上記5に同じ

9 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札日時 : 入札書は、令和元年8月22日(木)13時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙により入札を行う場合は、令和元年8月22日(木)正午までに上記5に持参すること(郵送による提出は認めない)。
- (2) 開札日時 : 令和元年8月23日(金)10時00分から
- (3) 開札場所 : 〒870-1192 大分県大分市大字旦野原700番地
国立大学法人大分大学 法人本部(事務局管理棟)第3会議室

10 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札の承諾を得ている場合は、持参すること。郵送又は電送(ファクシミリ)による入札は認めない。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
ただし、落札者が契約を締結しないときは、違約金として、落札した金額の100分の5に相当する金額を大分大学に支払わなければならない。
- (2) 契約保証金 納付(有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保

証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負金額の100分の10以上とする。

また、契約担当役は、必要があると認めた場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての国債（以下「入札保証金等」という。）を契約保証金又は契約保証金に代わる担保としての国債（以下「契約保証金等」という。）の全部又は一部に振り替えるものとする。この場合、落札者に納付させる契約保証金等の金額は、契約保証金等の額から入札保証金等の額を控除した金額とする。

1.2 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額及び共通費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）等を明らかにすること。
- (3) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (4) 工事費内訳書は、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに紙で提出する場合は押印すること。また、提出した工事費内訳書について、契約担当役から説明を求められることがある。
- (5) 入札の際、工事費内訳書が未提出であるとき又は提出された工事費内訳書に未記入等の不備があるときは、当該工事費内訳書に係る者の入札を無効にすることができる。
- (6) 工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。
- (7) 工事費内訳書が別添5「工事費内訳書の確認事項」の各号に該当する場合は、競争加入者心得第32第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効にする。
- (8) 工事費内訳書は、令和元年8月22日（木）9時から13時までに、電子入札システムにより提出すること。紙入札の承諾を得ている場合は令和元年8月22日（木）正午までに上記5に持参のこと。

1.3 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を

立ち合わせて行う。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1 回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

1 4 入札の無効

本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当役により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時ににおいて指名停止措置を受けている者等、開札の時ににおいて上記 4 に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

1 5 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

1 6 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記 4 (5) に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

1 7 契約書作成の要否等

別添 7 「請負契約書 (案)」により、契約書を作成するものとする。

1 8 支払条件

請負代金は、請求に基づき 2 回以内に支払うものとする。

1 9 工事保険

請負者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約をするものとする。

20 関連情報を入手するための照会窓口 上記5に同じ。

21 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別添6「競争加入者心得」及び別添7「請負契約書(案)」を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、上記6(3)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 見積に必要な図面等については、令和元年8月5日(月)から令和元年8月6日(火)の間に入札説明書に添付する別添8「図面等購入案内書」に従って購入すること。
- (6) 開札時の注意事項
 - ① 第1回目の入札が不調となった場合、再入札に移行するので、開札時間から開札終了までの間、電子入札システムにログインしていること。
 - ※ 不正終了やログオフボタンを押さずに電子入札システムを切断した場合、30分程度再ログインできないことがあるので注意すること。
 - ※ 開札中は、大学から緊急の電話連絡をする場合があるので、担当者は必ず電話連絡できる状況であること。
 - ② 第1回の入札が不調となった場合、再入札に移行する。
 - 再入札の日時については、電子入札システムにより通知する。
 - ※ 開札時間から30分以内には、大学から電子入札システムにより通知するので、再入札に参加する場合は、パソコンの前で待機すること。
 - ※ 開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、別途大学から連絡する。